

襲ぎ、御書物奉行・御横目に歴任し、元禄十二年歿。

オホカブト 大甲 鳳至郡甲の内の小字。

オホカマ 大釜 鳳至郡仁岸郷に属する部落。郷村名義抄に、この村は高爪山の麓で、大釜を備へた風呂屋があつた故に村名を得たとする。

オホカマヤ 大釜屋 能美郡濱(部落名)のうちの小字。

オホガヤマチ 大鋸屋町 オガヤ マチ 金澤味噌蔵町から浅野川橋場町掛作へ出る口である。寛永以前よりの町名で、大鋸肝煎を初め、木挽の者の宅地をこゝに賜はつたといふ。

オホキサノミヤツコ 大私造 天平三年の越前國正税帳の断片に、郡司主政大私造上麻呂があつて、加賀郡の郡司であらうと思はれる。姓氏録に『大私部。開化天皇皇子彦坐命之後也』とあるから、或は之と同氏で、造の姓を賜はつたものかも知れぬ。

オホキドチヨウベエ 大城戸長兵衛 石川郡鶴来の人。初名宗馬、後宗守と改め、耕巖齋と號した。祖父長石衛門は竹内式部の門人で尊王の志が篤かつた。長兵衛は祖父の薫陶を受け、長じて京都に出で、梁川星巖の門に入り、又曾て長崎に遊び、詳しく西歐の情勢を探つてからは、大に海防の急を説き、人呼んで海防長兵衛と言つた。長兵衛又浅野屋佐平・福岡惣助等と結んで國事に盡瘁したが、佐平は長兵衛と従兄弟たるを以て、元治元年その捕縛せらるゝに先だち、急を長兵衛に通じて禍を避けしめた。是を以て長兵衛は盡くその藏する翰牘を焼き、以て難を免るることを得た。明治六年十二月四日年六十四を以て

歿し、大正八年五月十七日特旨を以て従五位を追贈せられた。

オホキドムネシゲ 大城戸宗重 石川郡鶴來の人。石佛・念葬と號し、田能村直人に學んで南宗の文人講を能くした。大正十年七月廿六日六十七歳にて歿。

オホギマチキンカネ 正親町公兼 二水記に大永五年八月十三日正親町入道加州に於いて逝去とあり、これは權大納言従一位公兼である。公兼のこの國で終つたのは、石川郡是時庄に所領があつたからである。

オホギリ 大切 鳳至郡阿岸郷に属する部落。

オホクチ 大口 能美郡山上郷に属する部落。

オホクチ 大口 鳳至郡千代の内の小字。

オホクチ 大口 珠洲郡中(部落名)のうちの小字。

オホクチガハ 大口川 羽咋郡寶達山の南谷かばしやうづから流出し、大海川尻で大海川に落ちふ。流程一二軒許。

オホグチセト 大口瀬戸 能登島の祖母浦と、鳳至郡曾良間の海峡で、七尾北灣と外海とを連絡せしめる。

オホクニヌシノカミ 大國主神 能登に於いては大國主神に關する口碑を有してゐる。

大國主神が天下を巡遊して、蒼蠅なす諸妖を誅戮し給うた時、高志の北島から海に浮んで、今の鹿島郡なる神門島に着き給うた。その際この地に御門主比古神があり、鶴を捕へて之を大神に献つた。大神は是より小丸山に移つて住み給うたが、そこは氣多本宮の舊地である。當時能登の國內未だ開けず、邪神妖賊至

る所に暴威を振ひ、殊に凶烈は甚だたる大湖で、毒蛇多くこゝに住み、民庶を苦しめること甚だしかつたので、大神は多氣倉長命と力を費せて、悉く之を疊にせられた。多氣倉長命は後に同郡金丸の能登生國魂神社に祀られる。既にして大神は國內に巡幸し、遂に今の氣多神社の地に行宮を構へて駐ること數年、その間に疆土能く開け、人口亦孳殖したから、一國鎮護の爲に神靈を止めて去り給うた。これ即ち能登一宮の起つた所以で、今も鶴祭・平國祭・追澄祭の如き特殊祭式のこの神社に行はれる縁であるといふのである。この傳説が、實際古くから口々相傳へて來たものか、若しくは後世巫祝の假作したものかは明らかでないが、能登では一般に之を信じて居る。

オホクハ 大桑 オシ 石川郡富樫庄にある部落。郷村名義抄に、大桑村は往古桑の大樹があつたからその名を得たとある。安政年間この村の地内犀川河岸から大木の根を掘出した事實はあるが、それが桑であつたか否かは不明である。今領内犀川の貝殻淵から多數の貝化石を出し、大桑層を以て呼ばれる。

オホクハウチ 大桑氏 尊卑分脈に林大夫光家の子大桑三郎利光、その子佐貫小三郎光行、その子同彌二郎光則、その子大桑又二郎信光とあり、佐貫小三郎は白山宮莊嚴講中記錄に大桑讚岐次郎光行とする。大桑氏は石川郡大桑の住人であらう。

オホクハエンシヨウウラ 大桑燭硝藏 明曆五年百姓の書付に、石川郡大桑の内に燭硝藏のあつたことが記されてゐる。

オホクハゲンユウ 大桑玄猷 正平七年(觀應三)四月四日、是より先石川郡上林の地頭

大桑禪門玄猷、白山本宮祭禮の供物を奉らなかつたから、此の日祭禮の終つた後、神人等神針を擗けて地面の箇に振入れた。因つて玄猷の徒が之を以て神人を毆打殺傷すると、崇徒は本宮・三宮・八幡の神輿を頂戴し、上林に火を放つて之を攻め、遂に本宮の神輿を棄て、歸山した。後玄猷は罪を謝し、神人を殺傷した附近の田地八町を割して之を社領に寄進し、七日神輿を本宮に還幸せしめた。次いで神輿の新造せられるに及び、その料足百石百貫も亦玄猷の寄進する所であつた。案ずるに今白山比咩神社に文和二年八月十一日上林郷清願名二町一段四十代の寄進狀、延文元年六月五日上林郷秋永名三町二段二十代の寄進狀、同年六月十六日上林郷相四郎名若干の寄進狀があり、金劍神社に同年六月十六日の上林郷眞貫名等一町八段の寄進狀がある。かくの如き短日月に玄猷が多くの寄進を爲した所

以は、かの神輿遺棄の動亂に基因した崇徒の恫喝に止むを得ず屈從したものと想はれる。

オホクハゴウ 大桑郷 加賀郡の古郷名である。和名抄に、『石川郡大桑、於保久波』とあるが、之を石川郡に屬せしめるものは和名抄の錯簡によるものである。但し今は郡界變じて石川郡となり、その郷名は失せたが、大桑の邑名を存して居る。

オホクハゴボウヤシキ 大桑御坊屋敷 石川郡富樫庄大桑の南方なる領山に御坊屋敷と稱する地二所がある。一所は金澤材木町善福寺の舊地で、もと救世觀音寺といひ、四宗兼學であつたが、後一向宗に歸した。一所は觀音寺の坊中で、是も後に金澤川上新町の大桑御坊德善寺になつた。

大桑禪門玄猷、白山本宮祭禮の供物を奉らなかつたから、此の日祭禮の終つた後、神人等神針を擗けて地面の箇に振入れた。因つて玄猷の徒が之を以て神人を毆打殺傷すると、崇徒は本宮・三宮・八幡の神輿を頂戴し、上林に火を放つて之を攻め、遂に本宮の神輿を棄て、歸山した。後玄猷は罪を謝し、神人を殺傷した附近の田地八町を割して之を社領に寄進し、七日神輿を本宮に還幸せしめた。次いで神輿の新造せられるに及び、その料足百石百貫も亦玄猷の寄進する所であつた。案ずるに今白山比咩神社に文和二年八月十一日上林郷清願名二町一段四十代の寄進狀、延文元年六月五日上林郷秋永名三町二段二十代の寄進狀、同年六月十六日上林郷相四郎名若干の寄進狀があり、金劍神社に同年六月十六日の上林郷眞貫名等一町八段の寄進狀がある。かくの如き短日月に玄猷が多くの寄進を爲した所